

# 狩猟免許試験のご案内

近年増加しているイノシシ被害につきましては、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、様々な取組みを総合的に実施し、対応していくことが求められているところですが、イノシシ等の野生鳥獣は基本的には、捕獲する事が禁じられています。

しかしながら、例外として狩猟のほか、鳥獣被害防止等を目的とした捕獲であれば市の許可を受けることにより可能となります。



箱わな

捕獲する際「箱わな」・「くくりわな」を使用する場合は、狩猟免許が必要となります。

今回、狩猟免許試験の案内が栃木県自然環境課から届きましたので皆様にお知らせいたします。

栃木県猟友会による予備講習の案内もありましたので、併せてお知らせいたします。



くくりわな

※ なお、本年度から免許取得に要する経費の2分の1（1万円を限度）に対して、市の補助金が交付されますので、詳しくは産業振興課までお問合せください。

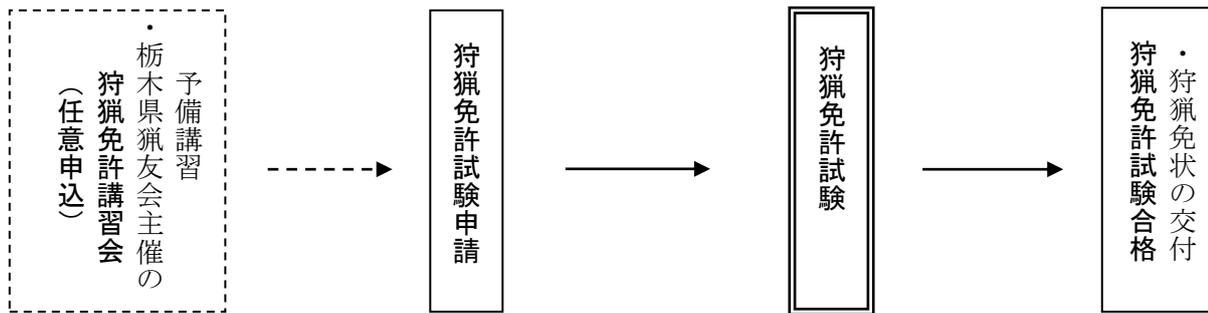
## 平成26年度狩猟免許試験実施要領（抜粋）



### 1 日時、場所及び受付期間

	日 時	場 所	免許の種類	申請書受付期間
第1回	7月6日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室 宇都宮市清原工業団地 15-1	網 猟 免 許 わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	6月16日 ～ 6月26日
第2回	8月24日(日) 午前9時30分から	県安蘇庁舎 5階大会議室 佐野市堀米町 607	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許	8月4日 ～ 8月14日
		清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室 宇都宮市清原工業団地 15-1		
第3回	11月30日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室 宇都宮市清原工業団地 15-1	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許	11月10日 ～ 11月20日
第4回	1月28日(水) 午前9時30分から	県上都賀庁舎 大会議室 鹿沼市今宮町 1664-1	わ な 猟 免 許	1月9日 ～ 1月17日
		栃木市国府地区公民館 栃木市惣社町 228-1		

## 2 狩猟免許取得までの流れ



## 3 試験の内容

試験科目	内 容
知識試験	①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識（共通） ②猟具に関する知識（免許種別別） ③鳥獣に関する知識（免許種別別） ④鳥獣の保護管理に関する知識（共通）
適性試験	視力・聴力・運動能力
技能試験	①猟具の判別（第一種、第二種銃猟免許を除く。） ②猟具の架設（第一種、第二種銃猟免許を除く。） ③猟具の取扱い（網猟免許及びわな猟免許を除く。） ④鳥獣の判別 ⑤距離の目測（網猟免許及びわな猟免許を除く。）

※ 試験当日において他の種類の狩猟免許を受けている方については、知識試験のうち一部（猟具に関する知識を除く。）が免除になります。

※ 試験は、知識試験及び適性試験を技能試験の前に行い、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった場合、技能試験は行いません。

## 4 受験資格

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、狩猟免許試験を受けることができません。

- (1) 狩猟免許試験当日に20歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(3)に該当する者を除く）
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

## 5 受験手続

### (1) 提出書類

狩猟免許申請書	試験手数料として申請書の所定欄に次の金額の栃木県収入証紙を貼付してください。 ① 他の種類の狩猟免許を受けている者（一部免除者） 3,900円 ② ①以外の者 5,200円
写真1枚	申請日前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもの ※裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください
住民票の写し	※複写、コピーしたものは不可

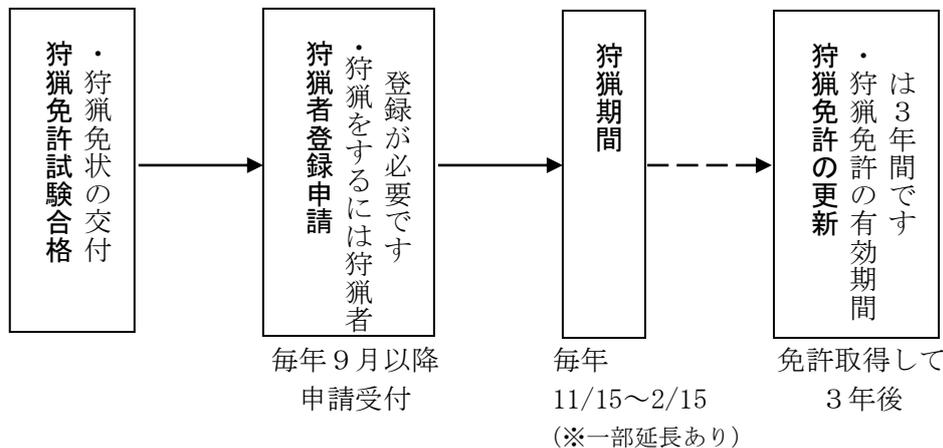
銃の所持許可証の写し(該当者)	※銃の所持許可を現に受けている者のみ
医師の診断書(該当者)	<p>※銃の所持許可を現に受けていない者のみ</p> <p>以下のいずれにも該当しないことを証明する医師の診断書（申請日前3ヶ月以内のもの）</p> <p>① 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者 《環境省令で定める病気》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合失調症</li> <li>・そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）</li> <li>・てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）</li> <li>・その他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気</li> </ul> <p>② 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p> <p>③ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（②に該当する者を除く）</p> <p>診断書の参考様式は栃木県のホームページに掲載しています。  <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyuu/shizen/documents/1187567708214.pdf">http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyuu/shizen/documents/1187567708214.pdf</a></p>

(2) 申請場所

原則として、申請者の住所地を管轄する下記事務所へ直接申請してください。

事務所名	所在地・電話番号	管轄区域
県南環境森林事務所 環境企画課（県安蘇庁舎）	〒327-8503 佐野市堀米町 607 Tel0283-23-1441	足利市、 <b>栃木市</b> 、佐野市、小山市、 下野市、壬生町、野木町

6 狩猟免許を取得した後の流れ



7 その他

この試験についての問い合わせ先（申請事務所でも可能です）  
 栃木県環境森林部自然環境課 自然保護担当 Tel028-623-3261  
 〒321-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

一般社団法人栃木県猟友会 Tel028-635-6317  
 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町 8-22 栃木県林業会館内

